

官報

号外

昭和三十三年十一月十四日

○第二十七回 参議院會議録第七号

昭和三十三年十一月十四日(太陽日)午
後一時五十八分開議

議事日程 第七号

昭和三十三年十一月十四日

午前十時開議

第一 国会議員の歳費、旅費及び
手当等に関する法律の一部を改
正する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第二 国会議員の秘書の給料等に
関する法律の一部を改正する法
律案(衆議院提出) (委員長報告)

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させ
ます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出し
た。

一般職の職員の給与に関する法律の
一部を改正する法律案可決報告書
地方行政委員会請願審査報告書第一
号

○議長(松野鶴平君) その他諸般の報
告は、朗読を省略いたします。

昨十三日議長において、左の常任委員
の辞任を許可した。

内閣委員

松村 秀逸君

同

井村 徳二君

同

田中 一君

地方行政委員

大沢 雄一君

法務委員

平井 太郎君

文教委員

中野 文門君

同

田中 茂徳君

同

後藤 義隆君

同

紅露 みつ君

同

坂本 昭君

同

近藤 鶴代君

同

小山邦太郎君

同

郡 祐一君

同

松野 鶴平君

同

大野木秀次郎君

同

小澤久太郎君

同

荒木正三郎君

同

藤原 道子君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

内閣委員

紅露 みつ君

同

大沢 雄一君

同

荒木正三郎君

同

井村 徳二君

同

松野 鶴平君

同

大野木秀次郎君

同

近藤 鶴代君

同

郡 祐一君

同

松村 秀逸君

同

藤原 道子君

同

田中 茂徳君

同

小澤久太郎君

同

後藤 義隆君

同

平井 太郎君

同

中野 文門君

同

小山邦太郎君

同

田中 一君

同

坂本 昭君

同日可決した左の議案は、即日これを
衆議院に送付した。

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

中小企業団体系案(第二十六回国会
内閣提出、衆議院送付、本院継続審
査)

設備等輸出為替損失補償法の一部を
改正する法律

同日国会において承認することを議決
した左の件を内閣に送付し、その旨衆
議院に通知した。

通商に関する日本国とオーストラリ
ア連邦との間の協定の締結について
承認を求めるの件

同日衆議院議長から本院議長宛、同院
は閉会中左の通り委員会が審査及び調
査を継続することを議決した旨の通知
書を受領した。

内閣委員会

一、駐留軍関係離職者等臨時措置
法案(石橋政嗣君外二十三名提出、
衆議院提出)

二、憲法調査会法を廃止する法律
案(淺沼稻次郎君外七名提出、
第二十六回国会衆議院提出)

三、国務大臣の私企業等への関与
の制限に関する法律案(参議院
提出、第二十四回国会参議院第一
号)

四、大蔵省設置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、第二十四
回国会衆議院第一五七号)

五、国家公務員法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、第二十四
回国会衆議院第一六二号)

六、内政省設置法案(内閣提出、
第二十四回国会衆議院第一六六
号)

七、経済企画庁設置法の一部を改
正する法律案(内閣提出、第二
十四回国会衆議院第一六七号)

八、内政省設置法の施行に伴う関
係法令の整理に関する法律案
(内閣提出、第二十四回国会衆
議院第一七〇号)

九、防衛庁設置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、第二十六
回国会衆議院第一五五号)

一〇、行政機構並びにその運営に
関する件

一一、恩給及び法制一般に関する
件

一二、国防に関する件

一三、公務員の制度及び給与に関
する件

地方行政委員会

一、地方自治に関する件

二、地方財政に関する件

三、警察に関する件

四、消防に関する件

法務委員会

一、裁判所法等の一部を改正する
法律案(内閣提出、第二十六回
国会衆議院第一九号)

二、違憲裁判手続法案(鈴木茂三
郎君外十四名提出、第二十六回
国会衆議院第一五五号)

三、裁判所法の一部を改正する法
律案(鈴木茂三郎君外十四名提
出、第二十六回国会衆議院第一六
号)

四、刑法の一部を改正する法律案
(鈴木茂三郎君外十二名提出、
第二十六回国会衆議院第二七号)

五、裁判所の司法行政に関する件

六、司法試験制度に関する件

七、法務行政及び検察行政に関す
る件

八、国内治安及び人権擁護に関す
る件

九、外国人登録に関する件

一〇、交通犯罪に関する件

一一、充春防止法の施行に関する
件

昭和三十三年十一月十四日 参議院會議録第七号 議長の報告

一、戦犯服役者に関する件
二、戦犯情勢に関する件
三、国際情勢に関する件
四、賠償に関する件
大蔵委員会

- 一、預金保障基金法案(内閣提出、第二十六回国会法案第一五〇号)
- 二、金融機関の経営保全等のための特別措置に関する法律案(内閣提出、第二十六回国会法案第一五一号)
- 三、財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会法案第一五八号)
- 四、国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会法案第一五九号)
- 五、会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会法案第一六九号、第二十四回国会参議院送付)
- 六、物品税法を廃止する法律案(春日一幸君外十二名提出、第二十六回国会法案第一一一号)
- 七、酒税法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外十二名提出、第二十六回国会法案第一一二号)
- 八、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(石田有全君外四名提出、第二十六回国会法案第三五五号)
- 九、租税特別措置法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外十

三名提出、第二十六回国会法案第四六号)
一〇、外資に関する法律の一部を改正する法律案(春日一幸君外十二名提出、第二十四回国会法案第一七七号)

- 一、銀行法の一部を改正する法律案(春日一幸君外十二名提出、第二十四回国会法案第一八八号)
 - 二、たばこ耕作組合法案(竹山祐太郎君外三十五名提出、第二十六回国会法案第三四四号)
 - 三、昭和三十三年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(平岡忠次郎君外十三名提出、衆法第三三三号)
 - 四、社会福祉事業等の施設に関する措置法案(参議院提出、第二十六回国会参法第二二二号)
 - 一五、税制に関する件
 - 一六、金融に関する件
 - 一七、外国為替に関する件
 - 一八、国有財産に関する件
 - 一九、専売事業に関する件
 - 二〇、印刷事業に関する件
 - 二一、造幣事業に関する件
 - 二二、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する件
- 文教委員会
- 一、国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案(山崎始男君外六名提出、第二十四回国会法案第八号)
 - 二、市町村立学校職員給与負担法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(平田ヒデ君外二名提出、第二十六回国会法案第一八八号)

出、第二十六回国会法案第一八八号)
三、公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(櫻井奎夫君外三名提出、第二十六回国会法案第二二二号)

- 四、教育、学術、文化及び宗教に関する件
- 社会労働委員会
- 一、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(八木一男君外十二名提出、第二十四回国会法案第四四号)
- 二、労働者福祉施設資金の運用に関する法律案(岡良一君外十三名提出、第二十四回国会法案第五八号)
- 三、衛生検査技師法案(福田昌子君外一名提出、第二十四回国会法案第六六号)
- 四、母子年金法案(長谷川保君外十六名提出、第二十四回国会法案第七〇号)
- 五、最低賃金法案(和田博雄君外十六名提出、第二十六回国会法案第三三三号)
- 六、家内労働法案(和田博雄君外十六名提出、第二十六回国会法案第四四号)
- 七、病理細菌検査技師法案(八田貞義君外二十二名提出、第二十六回国会法案第四一五号)
- 八、角膜移植に関する法律案(中山マサ君外三十九名提出、第二十六回国会法案第四三三三号)
- 九、地区衛生組織の育成に関する法律案(加藤錦五郎君外二十二名提出、第二十六回国会法案第四八四号)

一〇、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(八木一男君外十五名提出、衆法第四四号)

- 一一、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(八木一男君外十五名提出、衆法第五五号)
- 一二、国又は地方公共団体が失業対策事業のため雇用した職員に対する期末手当に関する法律案(八木一男君外十五名提出、衆法第六六号)
- 一三、社会保障制度、医療、公衆衛生、婦人・児童福祉及び人口問題に関する件
- 一四、労働関係、労働基準及び失業対策に関する件
- 農林水産委員会
- 一、昭和二十九年までの災害に係る農林水産施設の災害復旧事業の実施についての善後措置に関する法律案(稻富稔人君外三十四名提出、第二十四回国会法案第四八八号)
- 二、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(稻富稔人君外十四名提出、衆法第一〇号)
- 三、食糧及び肥料に関する件
- 四、畜産及び養蚕に関する件
- 五、農地及び林野に関する件
- 六、漁港、漁船及び漁業制度に関する件
- 七、公海漁業、沿岸及び内水面漁業に関する件
- 八、農林業団体及び水産業団体に関する件
- 九、農業災害及び漁業災害に関する件

一〇、農林水産金融に関する件
運輸委員会

- 一、港湾運送事業法の一部を改正する法律案(山口丈太郎君外十四名提出、第二十六回国会法案第三八八号)
- 二、陸運、海運及び空運に関する件
- 三、観光に関する件
- 通信委員会
- 一、郵政事業に関する件
- 二、郵政監察に関する件
- 三、電気通信に関する件
- 四、電波監理及び放送に関する件
- 建設委員会
- 一、国土計画に関する件
- 二、都市計画に関する件
- 三、道路に関する件
- 四、河川に関する件
- 五、住宅に関する件
- 予算委員会
- 一、予算の実施状況に関する件
- 決算委員会
- 一、昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算
昭和三十一年度特別会計歳入歳出決算
昭和三十一年度国税収納金整理資金受払計算書
昭和三十一年度政府関係機関決算書
- 二、昭和二十九年国有財産増減及び現在額計算書
三、昭和二十九年国有財産無償貸付状況計算書
四、昭和三十一年度国有財産増減及び現在額計算書
五、昭和三十一年度国有財産無償貸付状況計算書

六、歳入歳出の実況に関する件
七、国有財産に関する件
八、政府関係機関の収支に関する件

議院運営委員会

一、国会議員の退職金制度に関する件

二、国会法等改正に関する件

三、議長よりの諮問事項

四、その他議院運営委員会の所管に属する事項

懲罰委員会

一、各閣議会の懲罰制度に関する件

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会

一、海外同胞引揚及び遺家族援護に関する件

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

一、政治資金規正法の一部を改正する法律案(中村高一君外三名提出、第二十四回国会衆法第二一七号)

科学技術振興対策特別委員会

一、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案(岡良一君外八名提出、第二十六回国会衆法第四七号)

二、科学技術振興対策に関する件

国土総合開発特別委員会

一、北海道開発庁設置法案(内閣提出、第二十四回国会閣法第一六八号)

二、北海道開発庁設置法施行法案(内閣提出、第二十四回国会閣法第一七二号)

同日議院において採択したたばこ耕作者の耕作権保障等に関する請願外五十七件の請願は、即日これを内閣に送付した。

議長(松野鶴平君)

これより本日の会議を開きます。

この際、日程に追加して、一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

委員長の報告を求めます。内閣委員長藤田進君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年十一月八日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平君

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の一般職の議員の給与に関する法律第十九条の四第二項(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)本則第三号及び防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十八条の二第二項において準用する場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項(南方連絡事務局設置法(昭和二十七年法律第二百十八号)第七条第三項において準用する場合を含む。の規定により従くする場合を含む。の規定の昭和三十三年における適用については、同項中「百分の二百六十」とあるのは、「百分の二百三十」とあるのは、「百分の二百三十をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」とする。

〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君 たいだいま議題となりまして一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

政府は、本法案を提出する理由として、国家公務員の給与に關し、本年七月十六日付をもつて人事院から報告が提出されたので、政府は、その内容について検討した結果、十二月に支給する期末手当に関する部分については、この際、これを実施することが適當であるとの結論に達したので、国家公務

員に対し、十二月十五日に支給する期末手当の額を〇・一五五分増額することに決定した。なお、本改正法案により増額されることとなる部分の本年十二月における支給については、昨年の例にならない、各庁の長が既定人件費の節約等によりまかなない得る範囲内で定める割合により支給することとした、と述べております。

内閣委員会は、前後四回にわたり委員会を開きまして本法案の審議に当りました。その間、今回の期末手当増額は補正予算によらず、各省庁の既定人件費の資金繰りの措置によることになつてゐるが、この増額分に充てる各省庁の財源の現状、地域給の暫定手当への切りかへによつて生ずる剰余財源の処置、人事院が期末手当の増額と同時に勧告している通勤手当について、政府が今回法改正の措置をなさざりし理由と今後の措置、地方公務員に対する期末手当の増額に伴う地方団体の財源増徴等の諸点につきまして、郡自治庁長官その他関係府委員との間に質疑応答が重ねられました。その詳細は委員会会議録に譲りたいと存じます。

本日の委員会におきまして、日本社会党の永岡委員より次の修正案が提出せられました。その趣旨説明がなされました。右修正案の案文を朗読いたします。

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

一般職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

本則中「二百六十」を「三百」に改める。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

附則第一項の項番号及び附則第二項を削る。

右修正案に対し、内閣の意見を徴しましたところ、藤原総理府総務副長官より、期末手当を〇・三五カ月分増額することは、民間のこの種の手当との均衡上適當でないの反対の旨の答弁がありました。

質疑を終り、原案並びに修正案について討論に入りましたところ、日本社会党を代表して伊藤委員より、日本社会党提出の修正案に賛成、政府原案に反対の旨、自由民主党を代表して上原委員及び緑風会を代表して竹下委員より、それぞれ、日本社会党提出の修正案に反対、政府原案に賛成の旨の発言がありました。

かくて討論を終り、採決に入り、まず、日本社会党提出の修正案について採決いたしましたところ、賛成少数をもって否決すべきものと議決せられました。次いで政府原案について採決いたしましたところ、賛成多数をもって政府原案通り可決すべきものと議決せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十三年十一月十四日 参議院會議録第七号 議事日程追加の件 地方自治の確立に関する請願外二百二十六件

日程第二、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(いずれも衆議院提出)
以上、両案を一括して議題とする。ことに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長長の報告を求めます。議院運営委員長安井謙君。

参議院報告書
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年十一月九日

参議院議長 松野鶴平殿

多数意見者署名

佐野 廣 斎藤 昇
田中 茂穂 西田 信一
中野 文門 仲原 善一
柴田 榮 前田佳都男
江藤 智 小酒井義男
小林 孝平 成瀬 輔治
柴谷 要 上林 忠次
島村 軍次

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は一般職の職員の場合により各議院の議長、副議長及び議員が十二月十五日に受けるべき期末手当の額を増額しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費は、約八百四十万円であつて昭和三十三年度においては、既定予算の節約により支弁するものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十三年十一月八日

参議院議長 益谷 秀次

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和三十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中「百分の二百三十」を「百分の二百六十」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十一条の二第二項の規定の昭和三十三年における適用については、同項中「百分の二百六十」とあるのは、「百分の二百三十」をこえ百分の二百六十をこえない範囲内において、両議院の議長が協議して定める割合」とする。

参議院報告書

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年十一月九日
参議院議長 松野鶴平殿
参議院議長 益谷 秀次

多数意見者署名

佐野 廣 斎藤 昇
田中 茂穂 西田 信一
中野 文門 仲原 善一
柴田 榮 前田佳都男
江藤 智 小酒井義男
小林 孝平 成瀬 輔治
柴谷 要 上林 忠次
島村 軍次

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は一般職の職員の場合により、国会議員の秘書が十二月十五日に受けるべき期末手当の額を増額しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費は、約二百五十万円であつて昭和三十三年度においては、既定予算の節約により支弁するものである。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十三年十一月八日

参議院議長 益谷 秀次

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十三年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「百分の二百三十」を「百分の二百六十」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第三条第二項の規定の昭和三十三年における適用については、同項中「百分の二百六十」とあるのは、「百分の二百三十」をこえ百分の二百六十をこえない範囲内において、両議院の議長が協議して定める割合」とする。

〔安井謙君登壇、拍手〕

○安井謙君 たいだいま議題となりまし

た国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案及び国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案につきま

して、議院運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

両案は、一般職の職員の場合によりまして、各議院の議長、副議長、議員及びこれらの秘書が十二月十五日に受けるべき期末手当の額を、歳費ないし給料の〇・一五カ月分増額するため、それぞれ現行規定のうち「百分の二百三十」とあるのを、「百分の二百六十」に改める等の内容を持つものであります。

両案は、いずれも衆議院提出にかか

るものであります。予算を伴うものであります。さしあたり本年度においては、既定予算の節約によつて実行することになっております。

本委員会といたしましては、あらかじめ庶務関係小委員会におきまして、その内容に検討を加え、さらに本委員会において慎重審議をいたしました結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、地方行政委員長報告にか

かる地方自治の確立に関する請願外二百二十六件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認め

昭和三十三年十一月十四日 参議院會議録第七号

議事日程追加の件 義務教育学校の学級編成基準等に関する請願外百四十九件 議事日程追加の件 岩手県花巻市等の寒冷地手当に関する請願外二十一件

一一二

会中も継続するの件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

ただいま参事に報告されました通り、各委員長から継続審査及び継続調査の要求書が提出されております。

各委員長要求の通り、委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

よって各委員長要求の通り、委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決しました。

これにて暫時休憩いたします。

午後二時十八分休憩

午後七時十一分開議

○議長(松野鶴平君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出した。文教委員会請願審査報告書第一号 内閣委員会請願審査報告書第一号

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、文教委員長報告にかかる義務教育学校の学級編成基準等に関する請願外百四十九件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長秋山長造君。

義務教育学校の学級編成基準等に関する請願(二件)

公立義務教育施設費半額国庫負担制度確立に関する請願(百二十三件)

へき地教育振興予算に関する請願(二件)

へき地教育振興法の一部改正に関する請願(二件)

義務教育学校の学級編成基準に関する請願

義務教育学校の学級編成基準に関する請願

義務教育学校の学級編成基準に関する請願

義務教育学校の学級編成基準に関する請願

公立義務教育施設費半額国庫負担制度確立等に関する請願

教育施設復旧費国庫補助増額に関する請願

公民館等の災害復旧費国庫補助に關する請願

標準保護児童、生徒に学用品無償給付の請願

北海道大学工学部に精密工学科設置の請願

福岡市板付基地周辺の学校教育対策に関する請願

学校給食振興に関する請願

P.T.A.の公費負担額軽減に関する請願

義務教育学校の学級編成基準に関する請願

公立文教施設整備に対する国庫補助金交付の時期法定の請願

統合学校建設費国庫補助増額等に関する請願

併設中学校の独立校舎建築は資格坪数全体を国庫補助対象とするの請願

栃木県宇都宮第二操縦学校の飛行騒音による被害補償の請願

昭和三十三年度教育予算増額等に関する請願

危険校舍改築促進臨時措置法を恒久法とするの請願

高等学校定時制課程の育英資金増額に関する請願

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に関する請願

富山大学に夜間大学設置の請願

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔秋山長造君登壇、拍手〕

○秋山長造君 ただいま議題となりました義務教育学校の学級編成基準等に関する請願外百四十九件の請願は、文教委員会において審査の結果、いずれもその願意を妥協と認め、これを院議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、内閣委員長報告にかかる岩手県花巻市等の寒冷地手当に関する請願外二十一件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長藤田進君。

岩手県花巻市等の寒冷地手当に関する請願

寒冷地手当等改訂に関する請願

北海道の石炭手当に関する請願(二件)

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願(二件)

山形県朝日町の寒冷地手当に関する請願

旧陸軍共済組合員中女子組合員に年金支給の請願

北海道開発局勤務の常勤職員等の定員化に関する請願

建設省勤務の常勤事務者等の定員化に関する請願

福島県に営林局設置の請願

新潟市に北陸地方建設局設置の請願

傷病者の増加恩給増額等に関する請願(二件)

恩給改訂に関する請願(三件)

戦没者遺族の公務扶助料は正等に関する請願

国家公務員等退職手当暫定措置法施行令中引揚者の外地勤務期間通算是正に関する請願(四件)

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君 ただいま議題となりました請願二十二件につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

内閣委員会は、本日の委員会におきまして、付託の請願二十四件を審査いたしました結果、寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当等に関する請願七件、旧令共済組合員に関する請願一件、常勤職員等の定員化に関する請願二件、行政機構に関する請願二件、恩給に関する請願六件、退職手当に関する請願四件は、いずれもその願意をおおむね妥当なものとして認め、院議に付し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日内閣委員長から左の議案について継続審査の要求書を提出した。

一、恩給法第十一条第一項等の金融機関を定める法律案(第二十六回国会参第一〇号)

本日委員長から左の調査について継続調査の要求書を提出した。

内閣委員会

一、国家行政組織に関する調査

一、国防衛に関する調査

一、国家公務員制度及び恩給に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査
文教委員会

一、教育、文化及び學術に関する調査

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

ただいま参事に報告させました通り、各委員長から継続審査及び継続調査の要求書が提出されております。各委員長要求の通り、委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつて、各委員長要求の通り、委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決しました。

これにて休憩いたします。

午後七時十六分休憩

〔休憩後開議に至らなかった〕

○本日の会議に付した案件

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第一 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第二 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

一、地方自治の確立に関する諸願外二百二十六件の諸願

一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件
一、義務教育学校の学級編成基準等に関する諸願外四百四十九件の諸願
一、岩手県花巻市等の寒冷地手当に関する諸願外二十一件

出席者は左の通り。

議員

議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

森 八三三君 宮城タマヨ君
田中 茂穂君 豊田 雅孝君
田村 文吉君 中野 文門君
竹下 豊次君 村上 義一君
武藤 常介君 島村 軍次君
北 勝太郎君 永野 護君
迫水 久常君 松岡 平市君
田中 啓一君 西川基五郎君
青山 正一君 藤野 繁雄君
堀田 末治君 上林 忠次君
野田 俊作君 谷口弥三郎君
紅露 みつ君 杉山 昌作君
石黒 忠篤君 一松 定吉君
井上 知治君 本多 市郎君
笹森 順造君 江藤 智君
仲原 善一君 成田 一郎君
西田 信一君 鈴木 万平君
大谷藤之助君 稲浦 鹿蔵君
吉江 勝保君 塩見 俊二君
前田佳都男君 三木與吉郎君
雨森 常夫君 川口爲之助君
小西 英雄君 館 哲二君
井村 徳二君 山本 米治君
小林 武治君 大谷 賛雄君
佐藤清一郎君 木島 虎蔵君
有馬 英二君 大谷 瑩潤君
苔米地英俊君 近藤 鶴代君
井上 清一君 斎藤 昇君

小山邦太郎君 木暮武太夫君
石坂 豊一君 廣瀬 久忠君
西郷吉之助君 植竹 春彦君
安井 謙君 大野木秀次郎君
川村 松助君 黒川 武雄君
苔米地義三君 平井 太郎君
増原 恵吉君 神原 亨君
最上 英子君 大沢 雄一君
柴田 榮君 宮澤 喜一君
平島 敏夫君 林田 正治君
後藤 義隆君 高橋 衛君
重政 庸徳君 西岡 ハル君
西川弥平治君 土田国太郎君
伊能 芳雄君 宮田 重文君
三浦 義男君 高野 一夫君
古池 信三君 佐野 廣君
寺本 廣作君 石井 桂君
野本 品吉君 秋山俊一郎君
上原 正吉君 伊能繁次郎君
石原幹市郎君 左藤 義詮君
鹿島守之助君 小滝 彬君
吉野 信次君 堀木 鍾三君
中山 静彦君 木村篤太郎君
泉山 三六君 大矢 正君
勝保 稔君 大川 光三君
北村 暢君 相澤 重明君
藤田藤太郎君 鈴木 強君
松永 忠二君 占部 秀男君
森 元治郎君 木下 友敬君
山本 経勝君 岡 三郎君
秋山 長造君 亀田 得治君
久保 等君 柴谷 要君
安部キミ子君 千葉 信君
近藤 信一君 戸叶 武君
大倉 精一君 竹中 勝男君
田畑 金光君 吉田 法晴君
中田 吉雄君 河合 義一君
小笠原三男君 成瀬 輔治君
藤田 進君 江田 三郎君

東 隆君

市川 房枝君

岩間 正男君

長谷部ひろ君

竹中 恒夫君

大河原一次君

北條 雋八君

千田 正君

鈴木 一君

加瀬 完君

阿部 竹松君

阿具根 登君

矢嶋 三義君

小林 孝平君

高田なほ子君

永岡 光治君

羽生 三七君

栗山 良夫君

棚橋 小虎君

山田 節男君

國務大臣

文部大臣

政府委員

總理府總

務副長官

自治政務次官

松永 東君

藤原 節夫君

中島 茂喜君

荒木正三郎君

八木 幸吉君

森中 守義君

辻 武壽君

鈴木 壽君

伊藤 眞道君

天坊 裕彦君

光村 甚助君

湯山 勇君

坂本 昭君

安部 清美君

中村 正雄君

小酒井義男君

天田 勝正君

片岡 文重君

重盛 壽治君

岡田 宗司君

清澤 俊英君

内村 清次君

昭和三十一年十一月十四日 参議院會議録第七号

一一四

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(配達料共)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(三三)一五九
課